

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
西大阪治水事務所	<p>設計委託業務について、令和2年度中に当該設計に基づく工事が完了していないにもかかわらず、建設仮勘定が精算され、本資産勘定への振替が行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="480 573 1249 867"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>本資産勘定への振替額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>一級河川大川（旧淀川）設計委託（R2城北川合流点下流左岸）</td> <td>3,320,900円</td> <td>3,320,900円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額	令和2年度	一級河川大川（旧淀川）設計委託（R2城北川合流点下流左岸）	3,320,900円	3,320,900円	<p>当該誤精算について、建設仮勘定への訂正等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 （建設仮勘定の精算） 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【都市整備部固定資産計上基準】 河川砂防事業支出における固定資産計上基準 建設仮勘定の精算 河川砂防事業においては明確な供用の概念がないため、建設仮勘定のインフラ資産への振替は、「施設の引渡し日」および「施設の機能開始日」のいずれかの遅い方の日付をもって行うこととする。</p>	<p>公有財産台帳管理システム及び財務会計システムの複式情報修正を行い、建設仮勘定の是正処理を行った。 また、再発防止のため、2月の所内会議にて周知を行った。 今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額								
令和2年度	一級河川大川（旧淀川）設計委託（R2城北川合流点下流左岸）	3,320,900円	3,320,900円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）